2　前項の登録（以下この章において「登録」という。）を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　事業所の名称及び所在地
三　喀痰吸引等業務開始の予定年月日
四　その他厚生労働省令で定める事項
（欠格条項）
第四十八条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
二　この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
三　第四十八条の七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
四　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの
（登録基準）
第四十八条の五　都道府県知事は、第四十八条の三第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。
一　医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。
二　喀痰吸引等の実施に関する記録が整備されていることその他喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。
三　医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喀痰吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。
2　登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
一　登録年月日及び登録番号
二　第四十八条の三第二項各号に掲げる事項
（変更等の届出）
第四十八条の六　登録を受けた者（以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）は、第四十八条の三第二項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第四号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
2　登録喀痰吸引等事業者は、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
3　前項の規定による届出があつたときは、当該登録喀痰吸引等事業者の登録は、その効力を失う。
（登録の取消し等）
第四十八条の七　都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。
一　第四十八条の四各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。
二　第四十八条の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。
三　前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
四　虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。
（公示）
第四十八条の八　都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。
一　登録をしたとき。
二　第四十八条の六第一項の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があつたとき。
三　第四十八条の六第二項の規定による届出があつたとき。
四　前条の規定により登録を取り消し、又は喀痰吸引等業務の停止を命じたとき。
（準用）
第四十八条の九　第十九条及び第二十条の規定は、登録喀痰吸引等事業者について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。
（厚生労働省令への委任）
第四十八条の十　第四十八条の三から前条までに規定するもののほか、喀痰吸引等業務の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
第五十三条　次に掲げる者に対しては、第四十八条の三第一項の規定による登録をしないことができる。
一　第四十八条の六第一項の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があつたとき。
二　第四十八条の六第二項の規定による届出